
>>>

JPA事務局ニュース <No.99> 2013年8月28日

>>>

<発行> 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会(JPA)事務局
〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 610号
TEL03-6280-7734 FAX03-6280-7735 jpa@ia2.itkeeper.ne.jp
JPAホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

☆障害者総合支援法における障害福祉サービス（ホームヘルプサービスなどの介護給付）の5月までの利用状況が公表されました。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/toukei/dl/01-24.pdf>

難病等対象者の利用者数は204人(5月分)となっています。4月分は156人でした。ホームヘルプサービスは、3月までは難病患者等居宅生活支援事業として行われていました。利用者は平成22年度の数字で315人でした。

この居宅生活支援事業利用者は3月中に障害者総合支援法の認定審査を受けていますから、4月に障害者総合支援法に移行した段階で、利用者は半減しています。障害程度区分などの支給決定のしくみや、制度上の制限など、何らかの理由で制度が受けられなくなった難病等の患者がいたということになります。

また、4月以降の利用者についても、5月分の報告で4月分から48人増えていますが、全国でどれだけの方が申請をしたのかはわかりません。

難病等の対象者が加わって最初の年であり、来年の障害支援区分への移行、また、3年後の支給決定の見直しにむけて、居宅生活支援事業からの移行時に受けられなくなった人たちの詳細な事例、また4月以降の申請者数の把握も含めて、難病等の対象者について、国は、詳細な把握をすることが、制度改善にむけても大事な課題だと言えます。

☆「障害年金の認定（肝疾患による障害）に関する専門家会合（第2回）」が開催されます。（傍聴締切は9月3日17時）

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=190601>

肝疾患についての障害年金の認定に関する検討会（専門家会合）の第2回開催案内が公表されました。

障害年金の認定基準については、毎年2つほどの障害ごとに専門家会合が開かれて「改訂」がすすめられています。肝疾患については今回が2回目です。障害認定基準の事務局見直し案が議題となっています。障害年金については、早くから難病も含めた疾患による障害についても対象に含まれていますが、診断書が決定的な判断材料となっていることから、状態が変動したり痛みやしびれなど検査数値に表れない自覚症状では、認定されないという問題があります。

注目していきましょう。傍聴を希望される方は9月3日17時までです。

（事務局長 水谷幸司）
